

高知県財産条例

(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け等)

第5条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 普通財産の貸付けを受けている者が、地震、火災、水害等の災害により、当該財産の全部又は一部をその使用の目的に供し難くなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

一部改正〔平成20年条例10号〕

2 前項の規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。

追加〔平成20年条例10号〕

一部改正〔昭和41年条例48号・62年20号・平成20年10号〕

(行政財産の無償貸付け又は減額貸付け等)

第5条の2 前条第1項の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

追加〔昭和50年条例4号〕、全部改正〔平成20年条例10号〕